

陳情番号	件名
第 10 号	相模原市理容師法施行条例及び相模原市美容師法施行条例の一部改正を求めることについて
受理年月日	
26.8.22	

陳情の趣旨
<p>相模原市では、理容所及び美容所に於ける衛生上必要な措置は、平成 25 年 4 月施行の理容師法施行条例及び美容師法施行条例で定められています。</p> <p>一方、神奈川県は平成 25 年 3 月に、洗髪専用の設備を設置する事を新たに盛り込んだ条例改正を行い、平成 25 年 10 月から施行し、また、横浜市は平成 26 年 3 月に同様の条例改正を行い、平成 26 年 10 月から施行されます。</p> <p>全国的には、47 都道府県中 29 道県が条例で洗髪専用の設備設置を定めており、更に 29 道県内の 48 保健所設置市のうち 44 市が条例で洗髪専用の設備設置を定めています。保健所設置市のうち未設定は、神奈川県内の 4 市で、神奈川県が唯一、基準が統一されていない県となっています。</p> <p>神奈川県で違う基準が存在する事は、県内の理容美容営業者に混乱を生じさせています。</p> <p>理容所及び美容所において、洗髪設備を設置することには、利用者の選択の幅を広げるだけでなく、営業者の衛生管理意識の向上につながり、衛生水準のより一層の向上が図られます。</p> <p>神奈川県内の基準の統一及び衛生水準のより一層の向上の観点から、洗髪設備は必要であります。従って、洗髪専用の設備を設けることを追加するため、理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部改正を陳情いたします。</p> <p>&lt; 陳情事項 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理容所の衛生水準向上のため、理容師法施行条例で定める「理容所における衛生上必要な措置」に、洗髪専用の設備を設けることを追加すること</li> <li>2 美容所の衛生水準向上のため、美容師法施行条例で定める「美容所における衛生上必要な措置」に、洗髪専用の設備を設けることを追加すること</li> </ol>

陳情番号	件名
第 12 号	認定NPO法人に対する優遇税制の継続を求めることについて
受理年月日	
26.8.22	

陳情の趣旨
<p>相模原市では、2010年4月の政令市移行に伴いNPO法人の認証事務が県から移管され、身近な行政窓口で認証申請や届け出の相談、事務手続きが可能となりました。2011年6月には第3次改正NPO法が成立し、認定NPO法人の取得緩和、寄附金控除、新寄附税制など優遇税制の施行により、認定NPO法人の設立、認定NPO法人への個人や企業からの寄附を促す制度整備が行われました。また、改正NPO法により認定事務が市に移管されました。さらに、相模原市は改正NPO法成立の翌年、寄附者の個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れることのできるNPO法人を個別に指定する条例を施行し、市民活動の活性化と寄附文化の醸成を進めています。</p> <p>法施行から3年が経過し、漸くその成果が現れ、今後にむけての改善を図るべき時期を迎えています。そのような中、政府税制調査会と与党税制調査会では、法人税減税の穴埋め財源としてNPO法人制度の優遇税制の見直しが議論されています。その中で「個人の寄附金が所得控除または税額控除になる」「企業からの寄附の損金算入の特例がある」「みなし寄附金制度がある」など認定NPO法人の優遇税制も見直しの対象になっていることがわかりました。</p> <p>2013年度までの相模原市の認定NPO法人は仮認定も含め5団体、市の条例指定NPO法人は9団体（内3団体は認定NPO法人も取得）となり、各団体では、寄附を募るための啓発事業を検討するなど、制度活用をすすめているところです。しかし、今後の国の動向如何によっては、このような市民活動活性化の機運を後退させるものと懸念します。</p> <p>人口減少、超高齢社会において、公共性を有する多様な市民活動は、持続可能で豊かな地域社会をつくっていく上で不可欠なものと考えます。認定NPO法人の優遇税制は、NPOによる社会貢献活動を活性化するための環境整備として必要なものであり、市民が支え合って社会参画を実現していくことに繋がる寄附文化の醸成を後押しする制度として必要なものです。</p> <p>以上のことから、以下の事項を陳情致します。</p>

**【陳情事項】**

相模原市議会として、認定NPO法人への優遇税制を継続することを求める意見書を、国に提出していただきたい。